

Ⅱ 調査結果の概要

1 仕事と家庭の両立支援の取組

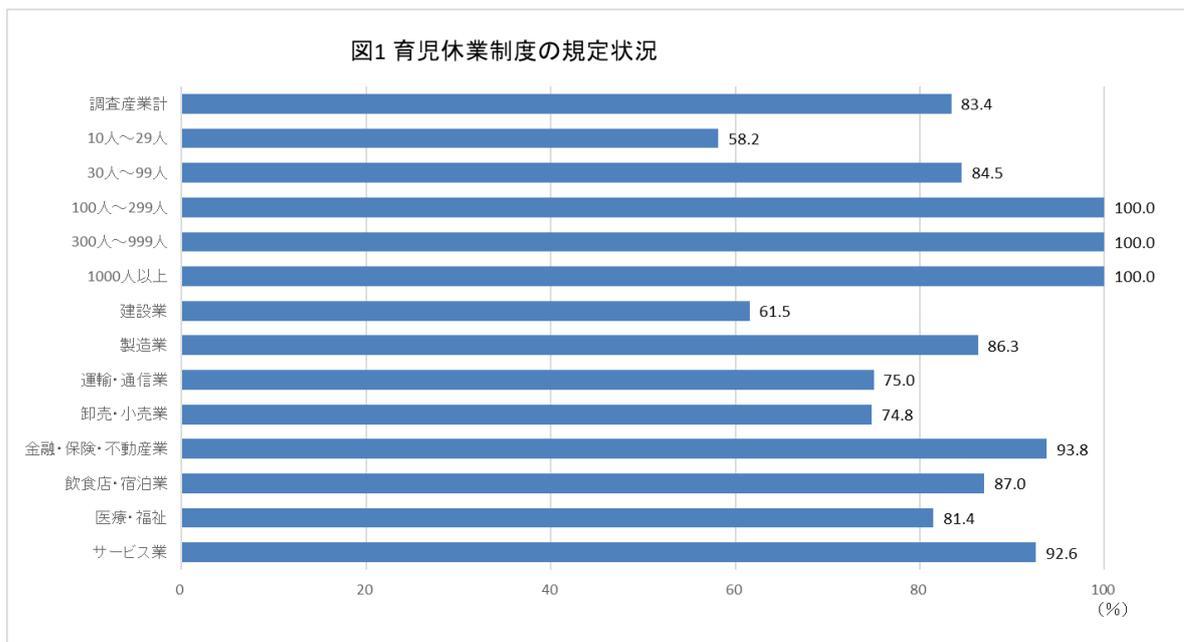
(1) 育児休業制度の規定

① 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定状況を見ると、就業規則に「規定している」が83.4%で、前回調査（平成28年度84.8%）と比べ、1.4ポイント減となっている。

規模別にみると、100人～299人、300人～999人、1000人以上が100%と最も高く、10人～29人が58.2%となっている。

また、産業別では、金融・保険・不動産業が93.8%と最も高く、次いでサービス業が92.6%、飲食店・宿泊業が87.0%の順となっている。（図1）



②育児休業の期間

「子が1歳半未満」まで取得できる事業所が、正規従業員（77.1%）、非正規従業員（82.9%）とも高く、法の規定どおりとする事業所が多いといえる。（表 1-1、表 1-2）

表 1-1 育児休業の期間(正規従業員)

% (件数)					
区分	計	1歳半未満	2歳未満	3歳未満	3歳以上
調査産業計	100.0 (349)	77.1 (269)	9.5 (33)	12.3 (43)	1.1 (4)
10人～29人	100.0 (81)	85.2 (69)	7.4 (6)	7.4 (6)	0.0 (0)
30人～99人	100.0 (80)	80.0 (64)	8.8 (7)	8.8 (7)	2.5 (2)
100人～299人	100.0 (69)	79.7 (55)	8.7 (6)	11.6 (8)	0.0 (0)
300人～999人	100.0 (41)	63.4 (26)	22.0 (9)	12.2 (5)	2.4 (1)
1000人以上	100.0 (78)	70.5 (55)	6.4 (5)	21.8 (17)	1.3 (1)
建設業	100.0 (8)	100.0 (8)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
製造業	100.0 (61)	85.2 (52)	8.2 (5)	6.6 (4)	0.0 (0)
運輸・通信業	100.0 (13)	61.5 (8)	7.7 (1)	23.1 (3)	7.7 (1)
卸売・小売業	100.0 (81)	74.1 (60)	9.9 (8)	16.0 (13)	0.0 (0)
金融・保険・不動産業	100.0 (15)	40.0 (6)	46.7 (7)	13.3 (2)	0.0 (0)
飲食店・宿泊業	100.0 (19)	84.2 (16)	10.5 (2)	5.3 (1)	0.0 (0)
医療・福祉	100.0 (78)	87.2 (68)	3.8 (3)	7.7 (6)	1.3 (1)
サービス業	100.0 (74)	68.9 (51)	9.5 (7)	18.9 (14)	2.7 (2)

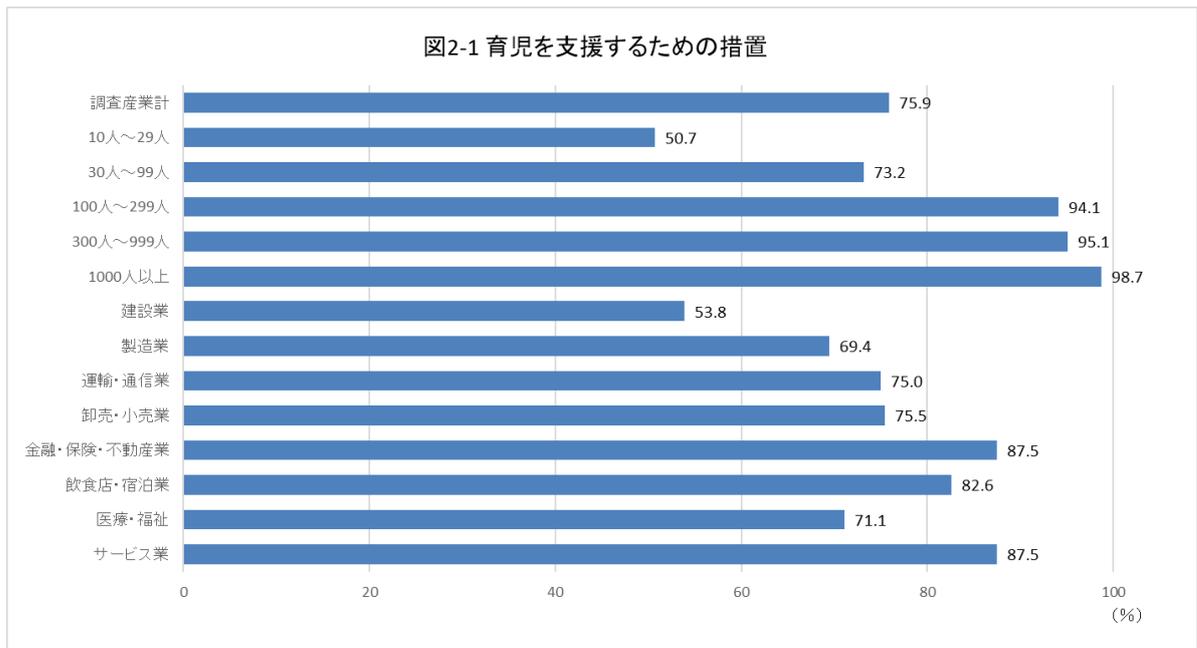
表 1-2 育児休業の期間(非正規従業員)

% (件数)					
区分	計	1歳半未満	2歳未満	3歳未満	3歳以上
調査産業計	100.0 (310)	82.9 (257)	8.1 (25)	8.7 (27)	0.3 (1)
10人～29人	100.0 (65)	87.7 (57)	4.6 (3)	7.7 (5)	0.0 (0)
30人～99人	100.0 (75)	80.0 (60)	10.7 (8)	9.3 (7)	0.0 (0)
100人～299人	100.0 (62)	87.1 (54)	6.5 (4)	6.5 (4)	0.0 (0)
300人～999人	100.0 (32)	84.4 (27)	12.5 (4)	3.1 (1)	0.0 (0)
1000人以上	100.0 (76)	77.6 (59)	7.9 (6)	13.2 (10)	1.3 (1)
建設業	100.0 (7)	100.0 (7)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
製造業	100.0 (52)	84.6 (44)	7.7 (4)	7.7 (4)	0.0 (0)
運輸・通信業	100.0 (11)	63.6 (7)	9.1 (1)	27.3 (3)	0.0 (0)
卸売・小売業	100.0 (75)	74.7 (56)	9.3 (7)	16.0 (12)	0.0 (0)
金融・保険・不動産業	100.0 (9)	77.8 (7)	11.1 (1)	11.1 (1)	0.0 (0)
飲食店・宿泊業	100.0 (16)	81.3 (13)	12.5 (2)	6.3 (1)	0.0 (0)
医療・福祉	100.0 (74)	90.5 (67)	2.7 (2)	5.4 (4)	1.4 (1)
サービス業	100.0 (66)	84.8 (56)	12.1 (8)	3.0 (2)	0.0 (0)

(2) 育児を支援するための措置

育児を支援するための措置を就業規則に定めている事業所の割合は、75.9%で、前回調査（平成28年度77.8%）と比べ、1.9ポイント減となっている。

これを規模別にみると、1000人以上が98.7%と最も高く、規模が小さくなるほど低く、10人～29人が50.7%となっている。産業別では、金融・保険・不動産業とサービス業が87.5%と最も高く、次いで飲食店・宿泊業が82.6%、卸売・小売業が75.5%の順となっている。（図2-1）

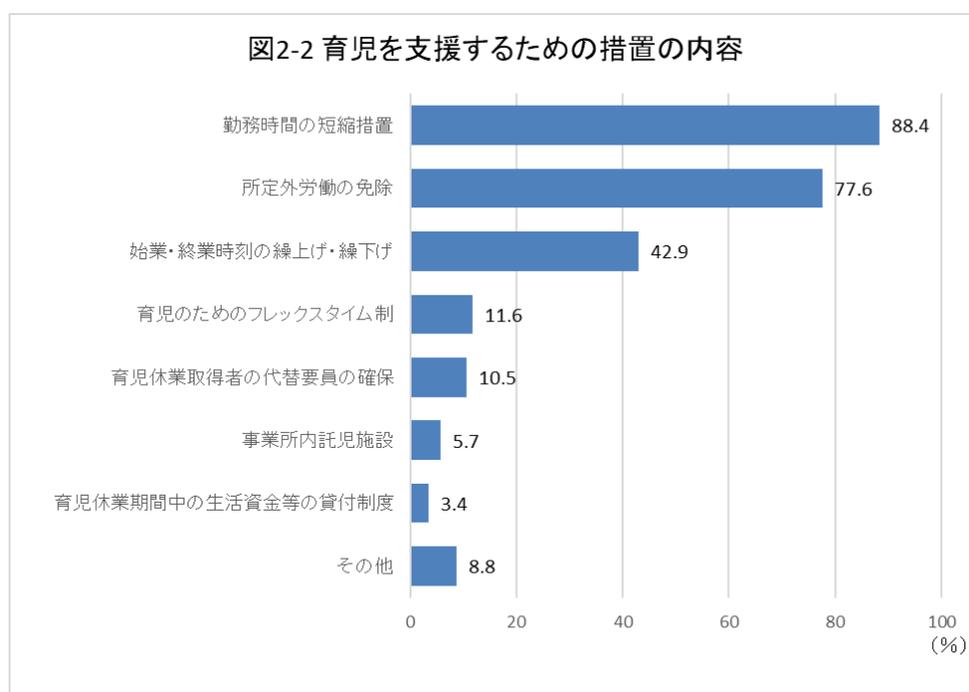


育児を支援するための措置の制度がある事業所において、最長で子が何歳になるまで利用できるかについては、「子が3歳未満」が31.7%、「子が就学まで」が29.3%となっている。(表2)

育児のための各種制度の導入状況(複数回答)をみると、「勤務時間の短縮措置」が88.4%と最も高く、次いで「所定外労働の免除」が77.6%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が42.9%の順となっている。(図2-2)

表2 育児のための勤務時間短縮等の措置の期間

区分	計	制度あり	最長利用期間			制度なし	無回答・不明
			3歳未満	就学まで	就学後も利用可		
調査産業計	100.0 (423)	75.9 (321)	31.7 (134)	29.3 (124)	14.9 (63)	19.6 (83)	4.5 (19)
10人~29人	100.0 (140)	50.7 (71)	27.9 (39)	13.6 (19)	9.3 (13)	38.6 (54)	10.7 (15)
30人~99人	100.0 (97)	73.2 (71)	43.3 (42)	18.6 (18)	11.3 (11)	24.7 (24)	2.1 (2)
100人~299人	100.0 (68)	94.1 (64)	36.8 (25)	41.2 (28)	16.2 (11)	4.4 (3)	1.5 (1)
300人~999人	100.0 (41)	95.1 (39)	36.6 (15)	41.5 (17)	17.1 (7)	2.4 (1)	2.4 (1)
1000人以上	100.0 (77)	98.7 (76)	16.9 (13)	54.5 (42)	27.3 (21)	1.3 (1)	0.0 (0)
建設業	100.0 (13)	53.8 (7)	30.8 (4)	23.1 (3)	0.0 (0)	46.2 (6)	0.0 (0)
製造業	100.0 (72)	69.4 (50)	41.7 (30)	18.1 (13)	9.7 (7)	20.8 (15)	9.7 (7)
運輸・通信業	100.0 (16)	75.0 (12)	12.5 (2)	43.8 (7)	18.8 (3)	18.8 (3)	6.3 (1)
卸売・小売業	100.0 (106)	75.5 (80)	23.6 (25)	32.1 (34)	19.8 (21)	19.8 (21)	4.7 (5)
金融・保険・不動産業	100.0 (16)	87.5 (14)	6.3 (1)	62.5 (10)	18.8 (3)	12.5 (2)	0.0 (0)
飲食店・宿泊業	100.0 (23)	82.6 (19)	60.9 (14)	21.7 (5)	0.0 (0)	13.0 (3)	4.3 (1)
医療・福祉	100.0 (97)	71.1 (69)	33.0 (32)	22.7 (22)	15.5 (15)	24.7 (24)	4.1 (4)
サービス業	100.0 (80)	87.5 (70)	32.5 (26)	37.5 (30)	17.5 (14)	11.3 (9)	1.3 (1)



(3) 育児のための短時間勤務制度の利用状況

育児のための短時間勤務制度の利用人数は、女性は増加傾向にあるが、男性の利用はほとんどない。(表3)

表3 育児のための短時間勤務制度利用者人数

(人)

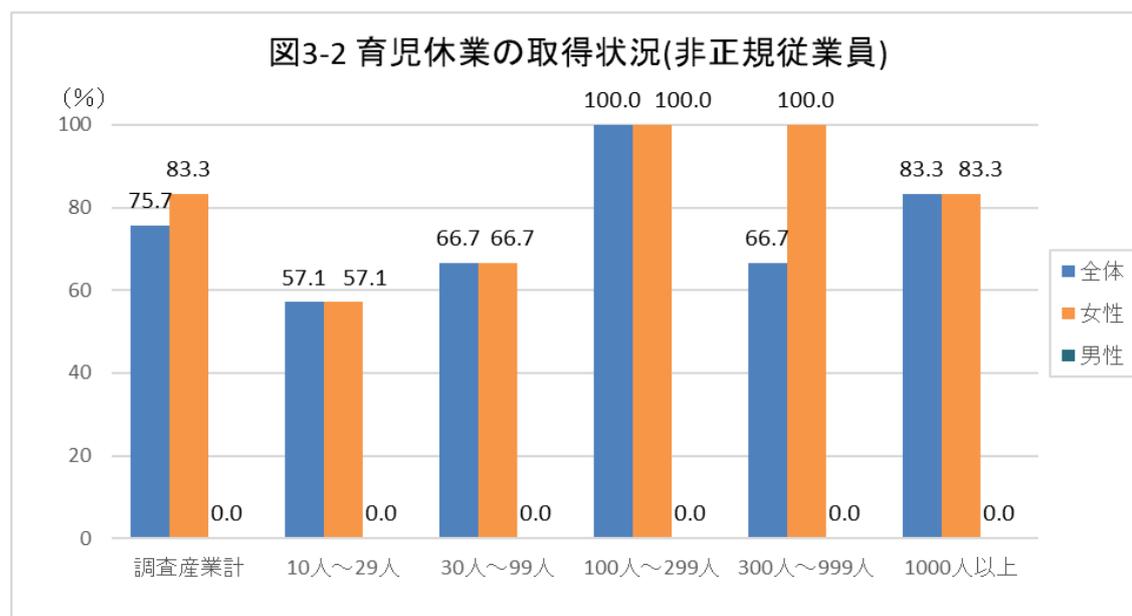
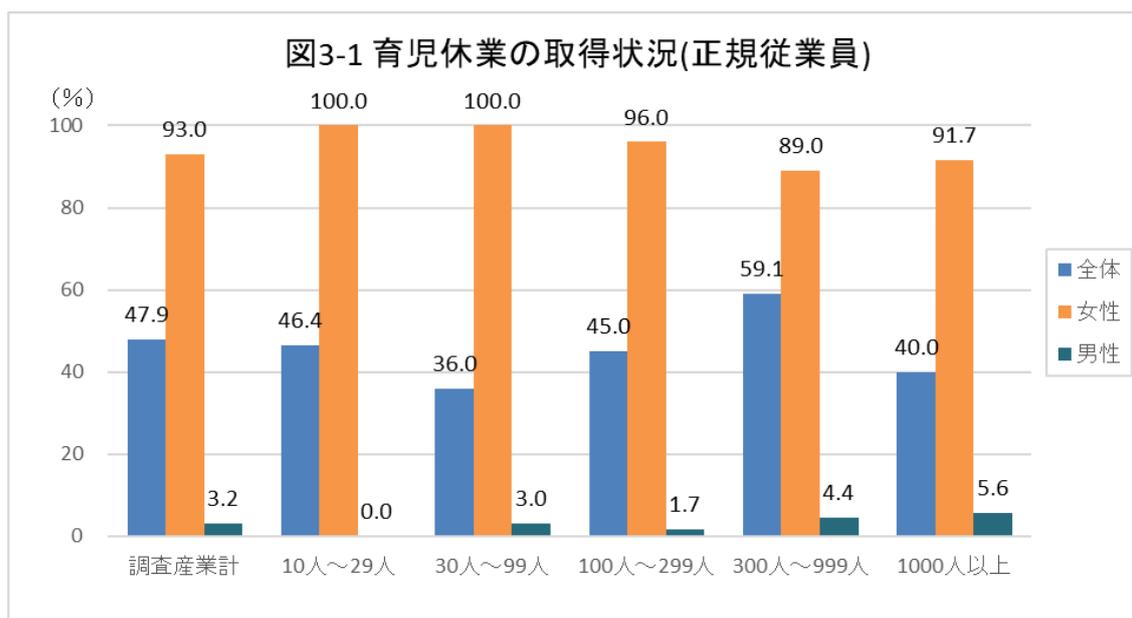
		H26. 4. 1～ H27. 3. 31	H27. 4. 1～ H28. 3. 31	H28. 4. 1～ H29. 3. 31	H29. 4. 1～ H29. 7. 31
男性	正規	1	2	1	2
	非正規	0	0	0	0
女性	正規	91	84	97	109
	非正規	11	14	19	20

(4) 育児休業制度の利用状況

① 育児休業対象者及び取得者の有無

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間に出産した従業員（配偶者含む）のうち、平成 29 年 7 月 31 日までの育児休業の取得者の人数は、正規従業員においては、女性の対象者 186 人のうち取得者 173 人（取得率 93.0%）、男性の対象者 188 人のうち取得者 6 人（取得率 3.2%）となっている。（図 3-1）

非正規従業員においては、女性の対象者 36 人のうち取得者 30 人（取得率 83.3%）、男性の対象者 3 人のうち取得者 0 人（取得率 0%）となっている。（図 3-2）



②出産、育児休業を取得した人の退職の状況

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日の間に出産し、育児休業を取得した人（179 人）のうち退職した正規従業員で 20 人の退職時期は「育児休業終了と同時に退職」と「出産を機に退職」が 40.0%と高く、非正規従業員で育児休業の取得者 30 人のうち退職した 14 人の退職時期は「出産を機に退職」（71.4%）が最も高い状況にある。（表 4-1、表 4-2）

表 4-1 出産、育児休業を取得した人の退職の状況(正規従業員)

区分	% (件数)			
	計	育児休業中に退職	育児休業終了と同時に退職	出産を機に退職
調査産業計	100.0 (20)	20.0 (4)	40.0 (8)	40.0 (8)
10人～29人	100.0 (6)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (6)
30人～99人	100.0 (1)	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)
100人～299人	100.0 (5)	20.0 (1)	60.0 (3)	20.0 (1)
300人～999人	100.0 (5)	20.0 (1)	60.0 (3)	20.0 (1)
1000人以上	100.0 (3)	33.3 (1)	66.7 (2)	0.0 (0)
建設業	100.0 (0)	- (0)	- (0)	- (0)
製造業	100.0 (0)	- (0)	- (0)	- (0)
運輸・通信業	100.0 (0)	- (0)	- (0)	- (0)
卸売・小売業	100.0 (6)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (6)
金融・保険・不動産業	100.0 (2)	0.0 (0)	100.0 (2)	0.0 (0)
飲食店・宿泊業	100.0 (1)	0.0 (0)	100.0 (1)	0.0 (0)
医療・福祉	100.0 (11)	36.4 (4)	45.5 (5)	18.2 (2)
サービス業	100.0 (0)	- (0)	- (0)	- (0)

表 4-2 出産、育児休業を取得した人の退職の状況(非正規従業員)

区分	% (件数)			
	計	育児休業中に退職	育児休業終了と同時に退職	出産を機に退職
調査産業計	100.0 (14)	14.3 (2)	14.3 (2)	71.4 (10)
10人～29人	100.0 (6)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (6)
30人～99人	100.0 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (2)
100人～299人	100.0 (2)	50.0 (1)	0.0 (0)	50.0 (1)
300人～999人	100.0 (2)	50.0 (1)	50.0 (1)	0.0 (0)
1000人以上	100.0 (2)	0.0 (0)	50.0 (1)	50.0 (1)
建設業	100.0 (0)	- (0)	- (0)	- (0)
製造業	100.0 (0)	- (0)	- (0)	- (0)
運輸・通信業	100.0 (0)	- (0)	- (0)	- (0)
卸売・小売業	100.0 (5)	0.0 (0)	20.0 (1)	80.0 (4)
金融・保険・不動産業	100.0 (0)	- (0)	- (0)	- (0)
飲食店・宿泊業	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	100.0 (1)
医療・福祉	100.0 (7)	14.3 (1)	14.3 (1)	71.4 (5)
サービス業	100.0 (1)	100.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)

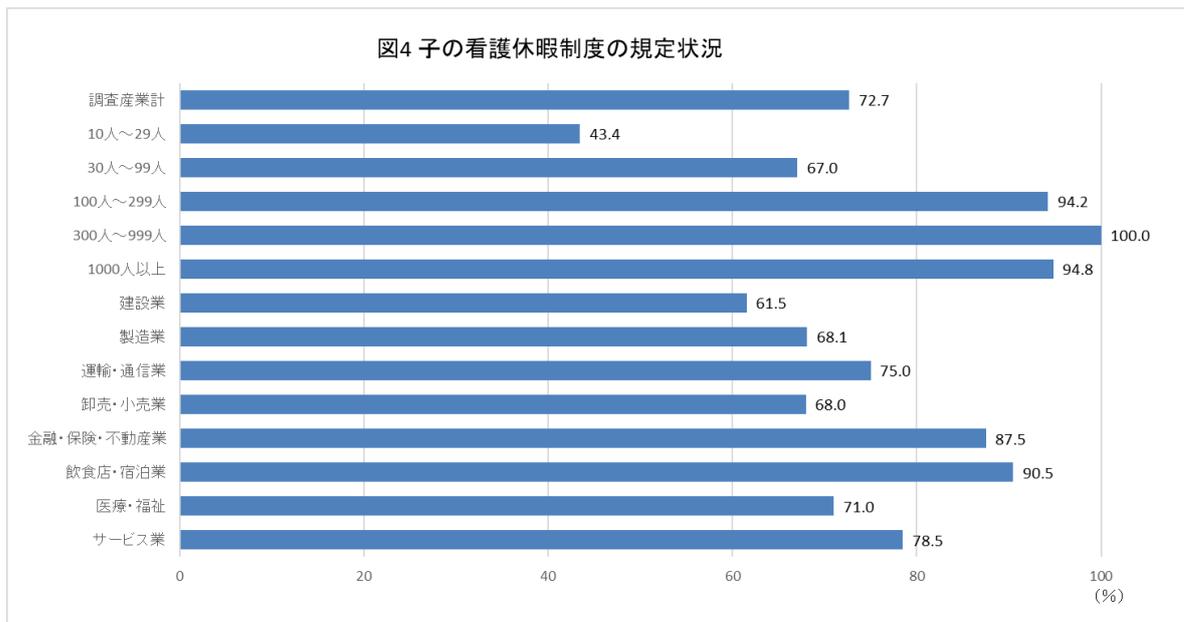
(5)子の看護休暇制度

①子の看護休暇制度の規定状況

子の看護休暇制度の規定状況を見ると、就業規則に「規定している」が72.7%で、前回調査（平成28年度74.3%）と比べ、1.6ポイント減となっている。

規模別にみると、300人～999人が100.0%と最も高く、10人～29人が43.4%と最も低い。

産業別では、飲食店・宿泊業が90.5%、次いで金融・保険・不動産業が87.5%、サービス業が78.5%の順となっている。（図4）



②子の看護休暇の期間

制度の規定がある事業所における休暇が取得できる期間をみると、「子が小学校就学まで」が正規従業員（78.5%）、非正規従業員（71.8%）と最も多く、法定どおりの規定である事業所が多い。

（表 5-1、表 5-2）

表 5-1 子の看護休暇の期間(正規従業員)

区分	% (件数)						
	計	3歳未満	小学校就学まで	小学校3年生まで	小学校卒業まで	小学校卒業後も取得	無回答・不明
調査産業計	100.0 (298)	6.7 (20)	78.5 (234)	4.7 (14)	3.0 (9)	5.0 (15)	2.0 (6)
10人～29人	100.0 (56)	10.7 (6)	69.6 (39)	5.4 (3)	3.6 (2)	3.6 (2)	7.1 (4)
30人～99人	100.0 (63)	11.1 (7)	76.2 (48)	3.2 (2)	3.2 (2)	4.8 (3)	1.6 (1)
100人～299人	100.0 (65)	9.2 (6)	80.0 (52)	3.1 (2)	6.2 (4)	1.5 (1)	0.0 (0)
300人～999人	100.0 (41)	2.4 (1)	75.6 (31)	7.3 (3)	0.0 (0)	14.6 (6)	0.0 (0)
1000人以上	100.0 (73)	0.0 (0)	87.7 (64)	5.5 (4)	1.4 (1)	4.1 (3)	1.4 (1)
建設業	100.0 (8)	12.5 (1)	87.5 (7)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
製造業	100.0 (47)	14.9 (7)	76.6 (36)	2.1 (1)	2.1 (1)	4.3 (2)	0.0 (0)
運輸・通信業	100.0 (12)	8.3 (1)	83.3 (10)	0.0 (0)	0.0 (0)	8.3 (1)	0.0 (0)
卸売・小売業	100.0 (70)	5.7 (4)	82.9 (58)	7.1 (5)	2.9 (2)	1.4 (1)	0.0 (0)
金融・保険・不動産業	100.0 (14)	0.0 (0)	35.7 (5)	14.3 (2)	7.1 (1)	42.9 (6)	0.0 (0)
飲食店・宿泊業	100.0 (19)	10.5 (2)	84.2 (16)	0.0 (0)	5.3 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)
医療・福祉	100.0 (66)	4.5 (3)	80.3 (53)	1.5 (1)	6.1 (4)	3.0 (2)	4.5 (3)
サービス業	100.0 (62)	3.2 (2)	79.0 (49)	8.1 (5)	0.0 (0)	4.8 (3)	4.8 (3)

表 5-2 子の看護休暇の期間(非正規従業員)

区分	% (件数)						
	計	3歳未満	小学校就学まで	小学校3年生まで	小学校卒業まで	小学校卒業後も取得	無回答・不明
調査産業計	100.0 (298)	6.7 (20)	71.8 (214)	4.0 (12)	3.4 (10)	2.7 (8)	11.4 (34)
10人～29人	100.0 (56)	8.9 (5)	55.4 (31)	3.6 (2)	5.4 (3)	3.6 (2)	23.2 (13)
30人～99人	100.0 (63)	12.7 (8)	71.4 (45)	3.2 (2)	3.2 (2)	3.2 (2)	6.3 (4)
100人～299人	100.0 (65)	9.2 (6)	72.3 (47)	1.5 (1)	6.2 (4)	1.5 (1)	9.2 (6)
300人～999人	100.0 (41)	2.4 (1)	68.3 (28)	7.3 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	22.0 (9)
1000人以上	100.0 (73)	0.0 (0)	86.3 (63)	5.5 (4)	1.4 (1)	4.1 (3)	2.7 (2)
建設業	100.0 (8)	12.5 (1)	75.0 (6)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	12.5 (1)
製造業	100.0 (47)	14.9 (7)	66.0 (31)	2.1 (1)	2.1 (1)	4.3 (2)	10.6 (5)
運輸・通信業	100.0 (12)	8.3 (1)	66.7 (8)	0.0 (0)	0.0 (0)	8.3 (1)	16.7 (2)
卸売・小売業	100.0 (70)	4.3 (3)	78.6 (55)	7.1 (5)	2.9 (2)	1.4 (1)	5.7 (4)
金融・保険・不動産業	100.0 (14)	0.0 (0)	35.7 (5)	14.3 (2)	7.1 (1)	0.0 (0)	42.9 (6)
飲食店・宿泊業	100.0 (19)	10.5 (2)	68.4 (13)	0.0 (0)	5.3 (1)	0.0 (0)	15.8 (3)
医療・福祉	100.0 (66)	4.5 (3)	80.3 (53)	1.5 (1)	6.1 (4)	3.0 (2)	4.5 (3)
サービス業	100.0 (62)	4.8 (3)	74.2 (46)	6.5 (4)	1.6 (1)	3.2 (2)	9.7 (6)

③子の看護休暇の日数

制度の規定がある事業所における休暇が取得できる日数をみると、「子1人で年5日、子2人以上で年10日まで」が正規従業員（71.5%）、非正規従業員（64.1%）と最も多く、法定どおりの規定である事業所が多い。（表6-1、表6-2）

表6-1 子の看護休暇の日数(正規従業員)

区分	計	% (件数)			
		子の人数に関わらず 年5日まで	子1人で年5日、子2人 以上で年10日まで	その他	無回答・不明
調査産業計	100.0 (298)	15.1 (45)	71.5 (213)	10.7 (32)	2.7 (8)
10人～29人	100.0 (56)	25.0 (14)	58.9 (33)	8.9 (5)	7.1 (4)
30人～99人	100.0 (63)	25.4 (16)	69.8 (44)	1.6 (1)	3.2 (2)
100人～299人	100.0 (65)	16.9 (11)	83.1 (54)	0.0 (0)	0.0 (0)
300人～999人	100.0 (41)	4.9 (2)	90.2 (37)	2.4 (1)	2.4 (1)
1000人以上	100.0 (73)	2.7 (2)	61.6 (45)	34.2 (25)	1.4 (1)
建設業	100.0 (8)	12.5 (1)	87.5 (7)	0.0 (0)	0.0 (0)
製造業	100.0 (47)	29.8 (14)	63.8 (30)	6.4 (3)	0.0 (0)
運輸・通信業	100.0 (12)	16.7 (2)	83.3 (10)	0.0 (0)	0.0 (0)
卸売・小売業	100.0 (70)	12.9 (9)	74.3 (52)	11.4 (8)	1.4 (1)
金融・保険・不動産業	100.0 (14)	0.0 (0)	85.7 (12)	14.3 (2)	0.0 (0)
飲食店・宿泊業	100.0 (19)	21.1 (4)	78.9 (15)	0.0 (0)	0.0 (0)
医療・福祉	100.0 (66)	7.6 (5)	83.3 (55)	3.0 (2)	6.1 (4)
サービス業	100.0 (62)	16.1 (10)	51.6 (32)	27.4 (17)	4.8 (3)

表6-2 子の看護休暇の日数(非正規従業員)

区分	計	% (件数)			
		子の人数に関わらず 年5日まで	子1人で年5日、子2人 以上で年10日まで	その他	無回答・不明
調査産業計	100.0 (298)	13.1 (39)	64.1 (191)	10.1 (30)	12.8 (38)
10人～29人	100.0 (56)	17.9 (10)	50.0 (28)	7.1 (4)	25.0 (14)
30人～99人	100.0 (63)	23.8 (15)	66.7 (42)	1.6 (1)	7.9 (5)
100人～299人	100.0 (65)	13.8 (9)	76.9 (50)	0.0 (0)	9.2 (6)
300人～999人	100.0 (41)	4.9 (2)	65.9 (27)	2.4 (1)	26.8 (11)
1000人以上	100.0 (73)	4.1 (3)	60.3 (44)	32.9 (24)	2.7 (2)
建設業	100.0 (8)	0.0 (0)	87.5 (7)	0.0 (0)	12.5 (1)
製造業	100.0 (47)	23.4 (11)	59.6 (28)	6.4 (3)	10.6 (5)
運輸・通信業	100.0 (12)	16.7 (2)	66.7 (8)	0.0 (0)	16.7 (2)
卸売・小売業	100.0 (70)	11.4 (8)	71.4 (50)	10.0 (7)	7.1 (5)
金融・保険・不動産業	100.0 (14)	0.0 (0)	42.9 (6)	14.3 (2)	42.9 (6)
飲食店・宿泊業	100.0 (19)	21.1 (4)	63.2 (12)	0.0 (0)	15.8 (3)
医療・福祉	100.0 (66)	6.1 (4)	77.3 (51)	3.0 (2)	13.6 (9)
サービス業	100.0 (62)	16.1 (10)	46.8 (29)	25.8 (16)	11.3 (7)

(6)子の看護休暇の取得状況

子の看護休暇の取得人数は、近年大きな変動は見られない。(表7)

表7 子の看護休暇利用者人数

(人)

		H26. 4. 1～ H27. 3. 31	H27. 4. 1～ H28. 3. 31	H28. 4. 1～ H29. 3. 31	H29. 4. 1～ H29. 7. 31
男性	正規	29	29	42	36
	非正規	0	0	0	0
女性	正規	79	95	105	79
	非正規	28	21	26	14